

## II 環境保全行政の概要

## II 環境保全行政の概要

### 1. 環境行政の歩み

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和39年 8月 1日		市役所ほか1ヶ所で降下ばいじん量及び硫黄酸化物(PbO <sub>2</sub> 法)測定開始
11月 10日	企画課が担当していた公害担当事務について公害担当参事を設置	
12月 25日		電源開発㈱の進出に伴い公害防止協定締結
40年 4月 1日	公害対策室設置	
"		兵庫県公害防止条例公布(旧条例)
41年 3月 31日		高砂市工場誘致条例廃止
4月 1日	公害対策審議会発足	高砂市公害防止条例並びに高砂市公害対策審議会条例公布
11月 1日		ばい煙の排出の規制等に関する法律の指定地域となる
11月 12日		市役所に二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計設置(基準観測点)
11月 30日		高須観測所設置(二酸化硫黄自動測定機)
42年 2月 7日		北浜観測所設置(二酸化硫黄自動測定機)
4月 5日	人員機材を増強し、公害課と改称(管理係、指導係)	
6月 16日		電源開発㈱との公害防止協定改正
8月 3日		公害対策基本法公布
9月 2日		公共用水域の水質の保全に関する法律に基づく加古川水域の水質基準設定
43年 4月 1日		北浜観測所に微風向風速計設置
		高砂市中小企業公害除去設置資金融資のあつ旋制度要綱制定
5月 1日	機構改革により経済社会部公害課(管理主査、指導主査)となる	
6月 3日		高砂消防分署に二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計設置
6月 10日		大気汚染防止法並びに騒音規制法公布
9月 1日		公害モニター設置要領制定(12名委嘱)

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和 44 年 5 月 26 日		市役所基準観測点のテレメーター送受信装置設置
8 月 12 日		関西電力㈱と公害防止協定締結
10 月 11 日		新日本油化学工業㈱と公害防止協定締結
10 月 15 日		阿弥陀観測所設置(二酸化硫黄自動測定機及び微風向風速計)
10 月 20 日		兵庫県公害防止条例公布(旧条例廃止)
45 年 4 月 14 日		第 1 次公害防止協定締結(13社)
4 月 16 日		電源開発㈱との公害防止協定改正
6 月 24 日		第 2 次公害防止協定締結(2社)
9 月 28 日		日本精化㈱と公害防止協定締結
12 月 12 日		電源開発㈱との公害防止協定改正
12 月 25 日		水質汚濁防止法並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46 年 3 月 25 日		兵庫県公害防止条例の一部改正
4 月 1 日		公害モニター設置要領改正(20名委嘱)
5 月 25 日		騒音に係る環境基準設定
5 月 26 日		公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律公布
6 月 1 日		悪臭防止法公布
"		兵庫県光化学スモッグ防止対策暫定要領制定
"		市役所にオキシダント自動測定機設置
6 月 10 日		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布
7 月 1 日		環境庁設置
7 月 10 日	部ランクの公害対策室に昇格し、公害防止主幹(予防主査)、公害規制主幹(大気汚染対策主査、水質騒音対策主査)を設置	
9 月 1 日		市役所に窒素酸化物自動測定機設置
10 月 1 日		北本町観測所設置(窒素酸化物自動測定機及び一酸化炭素自動測定機)
10 月 13 日		兵庫県公害防止条例の一部改正
11 月 1 日		兵庫県広域大気汚染緊急時対策実施要綱制定
12 月 28 日		水質汚濁に係る環境基準設定

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和47年 4月 1日		兵庫県公害防止条例施行規則全面改正
7月 1日		高砂市環境保全条例公布(高砂市公害防止条例並びに 高砂市公害対策審議会条例廃止)
7月 6日	環境保全対策審議会発足	高砂市環境保全対策審議会規則施行
7月 17日		加古川水質汚濁防止協議会規約制定
48年 3月 31日		高砂市環境保全条例施行規則施行
5月 2日	東播臨海広域行政協議会公害対 策部会設置	
5月 8日		大気汚染に係る環境基準改定
6月 5日		第1回環境週間
6月 14日	高砂市P C B公害対策本部設置	
6月 26日		高砂市環境保全条例の一部改定
9月 27日		高砂本港水銀汚染汚泥浚渫工事着工
10月 2日		瀬戸内海環境保全臨時措置法公布
10月 25日		公害防止協定を総合的な協定に改定(19社)
12月 15日		高砂本港水銀汚染汚泥浚渫工事完了
12月 18日		播磨南部地域公害防止計画承認
12月 19日		ポリ塩化ビフェニール(P C B)等の取り扱いの規制 に関する条例公布
49年 2月 28日	公害防止協議会発足	公害防止協議会要綱制定
3月 9日		高砂本港水銀汚染汚泥再浚渫工事着工
6月 1日		大気汚染防止法の一部改正(硫黄酸化物の総量規制の 導入)
7月 15日		高砂本港水銀汚染汚泥再浚渫工事完了
9月 16日		第4次公害防止計画推進協議会会則制定
9月 27日		高砂西港P C B汚染汚泥浚渫第1期工事着工
9月 30日		水質汚濁に係る環境基準の一部改定
50年 2月 3日		水質汚濁に係る環境基準の一部改定
3月 19日		高砂西港P C B汚染汚泥浚渫第1期工事完了
3月 26日		東播臨海広域行政協議会において水質移動観測車「せ いりゅう」購入
4月 1日		高砂市中小企業公害除去施設資金融資のあつ旋制度 要綱の全面改正

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和50年 7月 1日	機構改革により環境部公害対策課(大気係、水質騒音係)となる	
7月 29日		新幹線鉄道騒音に係る環境基準設定
8月 13日		高砂西港P C B汚染汚泥浚渫第2期工事着工
8月 18日		高砂市環境保全対策審議会規則の一部改正
51年 3月 5日		新幹線鉄道騒音対策要綱閣議了解
4月 1日		重金属類等を含む産業廃棄物の適性処理に関する要綱制定
"		公害モニター設置要領全面改正(20名委嘱)
6月 10日		振動規制法公布
7月 2日		新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型のあてはめ公示
8月 13日		東播磨南部地域公害防止行政協議会設置要綱制定
8月 23日		高砂西港P C B汚染汚泥浚渫第2期工事完了
11月 1日	公害対策課の係を予防係、規制係、調査係の3係に変更	
52年 3月 12日		公害防止協定を全面改定(23社)
9月 1日		大気汚染防止の規定に基づく播磨地域における硫黄酸化物の総量規制基準及び燃料使用基準設定
10月		液状廃P C B洋上焼却処理調査研究委員会発足
53年 5月 23日		高砂市環境保全対策審議会の運営に関する規程制定
"		大木曾水路P C B汚染汚泥処理事業に係る費用負担計画について高砂市環境保全対策審議会へ諮問
6月 1日		高砂市環境保全対策審議会規則の一部改正
7月 11日		二酸化窒素に係る環境基準改定
10月 6日		新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結(80戸以上の住宅)
10月 14日		大木曾水路P C B汚染汚泥処理事業に係る費用負担計画について高砂市環境保全対策審議会より答申
12月 1日		大木曾水路P C B汚染汚泥処理工事着工
54年 3月 7日		兵庫県瀬戸内海環境保全連絡会規約制定
3月 20日		播磨南部地域公害防止計画見直し承認
6月 30日		大木曾水路P C B汚染汚泥処理工事完了
12月 24日		鐘淵化学工業㈱P C B生産施設解体埋立処分工事着工

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
昭和 55 年 6 月 10 日		鐘淵化学工業㈱ PCB 生産施設解体埋立処分工事完了
7 月 24 日		共同石油と公害防止協定締結
57 年 4 月 30 日		新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結 (70~80 ホンの住宅)
58 年 7 月 1 日		新幹線鉄道騒音障害防止対策工事助成事務に係る協定書締結 (70~80 ホンの住宅)
59 年 3 月 13 日		播磨南部地域公害防止計画見直し承認
5 月 31 日		第 4 次公害防止計画地域連絡協議会会則の一部改正
8 月 28 日		環境影響評価実施要綱の閣議決定
60 年 7 月 15 日		液状廃 PCB 高温熱分解試験検討会発足
12 月 4 日		液状廃 PCB 高温熱分解試験開始
12 月 20 日		液状廃 PCB 高温熱分解試験終了
61 年 4 月 30 日		米田公民館に二酸化硫黄自動測定機設置
62 年 3 月 1 日		北本町観測所から中島観測所に移設 (浮遊粒子状物質自動測定機、窒素酸化物自動測定機、一酸化炭素自動測定機及び微風向風速計)
4 月 1 日	機構改革により環境経済部公害 対策課 (管理調整係、大気係、 水質係) となる	
7 月 1 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理市民監視委員会発足
11 月 2 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理試験運転開始
62 年 11 月 7 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理試験運転終了
63 年 4 月 13 日		液状廃 PCB 高温熱分解本処理 (テスト) 開始
4 月 27 日		液状廃 PCB 高温熱分解本処理 (テスト) 終了
5 月 25 日		液状廃 PCB 高温熱分解本処理 (第 1 段階) 開始以降第 10 段階まで実施
平成元年 11 月 20 日		液状廃 PCB 高温熱分解本処理 (第 10 段階) 終了
12 月 5 日		液状廃 PCB 高温熱分解クリーニング処理開始
12 月 22 日		液状廃 PCB 高温熱分解クリーニング処理終了
2 年 1 月 19 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理事業報告会並びに終了式
1 月 29 日		液状廃 PCB 高温熱分解処理市民監視委員会解散
3 年 4 月 26 日		再資源の利用の促進に関する法律公布
7 月 30 日		米田公民館に浮遊粒子状物質自動測定機設置
8 月 23 日		土壤の汚染に係る環境基準設定

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
平成 3 年 10 月 5 日		廃棄物の処理及び清掃に関する法律全部改正
11 月 30 日		液状廃 P C B 処理のあゆみ発行
4 年 3 月 31 日		公害防止計画（第 4 次）終了
4 月 1 日		兵庫地域公害防止計画策定
6 月 1 日	機構改革により環境美化部環境 保全課（管理調整係、大気係、 水質係）となる	
5 年 3 月 2 日		公害防止新計画承認
4 月 1 日		公害モニターを発展的に解消し市政モニターを拡充 する
8 月 19 日		米田公民館に窒素酸化物自動測定機設置
11 月 19 日		環境基本法公布
6 年 12 月 16 日		環境基本計画が閣議決定
7 年 7 月 18 日		兵庫県環境の保全と創造に関する条例公布
8 年 1 月 8 日		兵庫県環境の保全と創造に関する条例施行規則公布
4 月 1 日	機構改革により生活経済部環境 保全課（管理調整係、環境保全 係、環境計画事務担当）となる	
6 月 28 日		県環境基本計画告示
9 年 1 月 29 日		高砂市環境計画諮問
2 月 26 日		高砂市環境計画答申
3 月 27 日		兵庫県環境影響評価に関する条例公布
3 月 31 日		高砂市環境計画策定
6 月 13 日		環境影響評価法公布
10 年 2 月 26 日		兵庫地域公防計画承認
2 月 27 日		高砂市役所における環境にやさしいアクションプラ ン策定
5 月 14 日		国鉄清算事業団との公害防止協定廃止
6 月 1 日		サントリー㈱と公害防止協定締結
10 月 9 日		地球温暖化対策の推進に関する法律公布
11 月 6 日		高砂市環境保全条例諮問
11 年 1 月 26 日		高砂市環境保全条例答申
3 月 31 日		高砂市環境保全条例公布 高須観測所を廃止

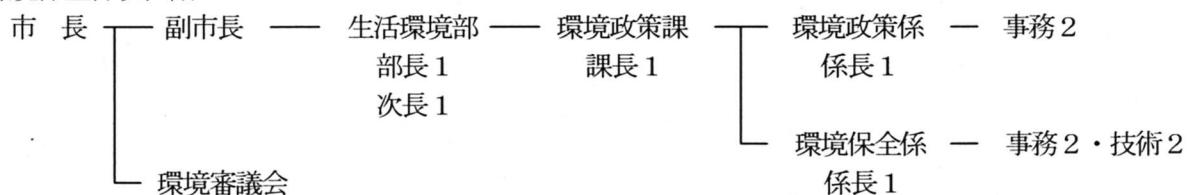
年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
平成 11 年 4 月 1 日		高砂市中小企業公害除去施設資金融資のあつ旋制度 要綱の一部改正により高砂市中小企業環境保全資金 融資あつ旋制度へ名称変更 高砂市環境審議会規則施行 高砂市環境保全対策審議会から高砂市環境審議会へ 改める 高砂市公害防止協議会から高砂市環境保全協議会へ 改める
7 月 13 日		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の 改善の促進の管理に関する法律公布
7 月 16 日		ダイオキシン類対策特別措置法公布
10 月 1 日		高砂市環境保全条例施行規則公布
12 年 5 月 31 日		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 公布
6 月 2 日		循環型社会形成推進基本法公布
7 月 28 日		北浜観測所を北浜公民館へ移設。(窒素酸化物自動測 定機、浮遊粒子状物質自動測定機及び風向風速計設 置)
13 年 3 月 28 日		高砂市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防 に関する条例公布
4 月 1 日		高砂市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防 に関する施行規則公布
5 月 22 日		㈱タクマと公害防止協定締結
6 月 22 日		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確 保等に関する法律公布
"		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適性な処理の推進に関 する特別措置法公布
14 年 5 月 29 日		土壤汚染対策法公布
7 月 12 日		使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
12 月 11 日		自然再生推進法公布
15 年 2 月 27 日		I S O 1 4 0 0 1 認証取得
3 月 17 日		産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例公 布

年 月 日	組 織	主 な 政 策 等
平成 15 年 7 月 25 日		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布
12 月 2 日		高砂市地球温暖化防止実行計画(高砂市役所における環境にやさしいアクションプラン)改定
16 年 6 月 2 日		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布
17 年 4 月 1 日	機構改革により生活環境部環境政策課(環境政策係、環境保全係)となる。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布 高砂市環境審議会規則の一部改正
18 年 3 月 31 日		阿弥陀観測所を廃止
19 年 5 月 23 日		水質移動観測車「せいりゅう」を廃止
8 月 20 日		国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律公布
20 年 5 月 30 日		公害防止協定を廃止し、環境保全協定を締結(17 社)
6 月 6 日		エネルギーの使用の合理化に関する法律公布
3 月 31 日		生物多様性基本法公布
8 月 23 日		高砂市地球温暖化防止実行計画第二次改定
8 月 30 日		高砂西港盛立地に係る住民説明会(高砂地区)を高砂地区コミュニティセンターで開催
9 月 9 日		高砂西港盛立地に係る住民説明会を福祉保健センター中ホールで開催
21 年 2 月 26 日		西港再整備等に係る調査特別委員会が市議会に設置される
3 月 28 日		西港再整備に係る調査特別委員会の調査終了
22 年 3 月 31 日		高砂西港再整備推進協議会報告書(案)住民説明会を高砂小学校体育館で開催 ISO14001自己宣言

## 2. 環境保全行政機構

平成22年3月末現在

### 環境保全行政組織



### 環境政策課事務分掌

係	分掌事務
環境政策係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 課の庶務に関すること。</li> <li>2 環境計画及び環境関連計画の総合的企画立案に関すること。</li> <li>3 環境計画及び環境関連計画の調整及び推進に関すること。</li> <li>4 高砂市環境審議会及び高砂市環境保全協議会の運営に関すること。</li> <li>5 環境保全に係る市民啓発に関すること。</li> <li>6 環境保全に係る情報整備に関すること。</li> <li>7 環境マネジメントシステムの推進に関すること。</li> <li>8 自然環境の保護及び保全に関すること。</li> <li>9 そ族及び衛生害虫の駆除に関すること。</li> <li>10 畜犬登録等に関すること。</li> <li>11 狂犬病予防注射に関すること。</li> <li>12 猫の引取りに関すること。</li> <li>13 兵庫県保健衛生組織連合会高砂支部の事務に関すること。</li> </ul>
環境保全係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全対策に係る企画立案及び調整に関すること。</li> <li>2 公害に係る苦情及び処理に関すること。</li> <li>3 環境保全関係法令に基づく指導、規制及び届出等の処理に関すること。</li> <li>4 環境保全関係法令に基づく勧告、命令又は要請に関すること。</li> <li>5 環境保全関係法令に基づく地域指定又は規制基準の設定を行うこと。</li> <li>6 高砂市環境保全条例(平成11年高砂市条例第1号)の申請の処理に関すること。</li> <li>7 環境保全協定の締結及び改正に関すること。</li> <li>8 環境保全協定に基づく事前協議、指導及び立入調査に関すること。</li> <li>9 環境保全に係る緊急時及び事故時の対策に関すること。</li> <li>10 産業廃棄物の適正処理の指導に関すること。</li> <li>11 廃PCBの適正処理に関すること。</li> <li>12 環境保全に係る測定及び分析業務に関すること。</li> <li>13 大気汚染観測網、公害分析室及び測定機器の維持管理に関すること。</li> <li>14 空閑地の環境保全に関すること。</li> <li>15 環境調査に関すること。</li> </ul>

## 3. 年度別環境保全対策事業費

単位：千円

区分	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
報酬	252	504	189	90	108	18	54	54	0	54	54	36	36
人件費	97,192	99,283	97,124	97,871	110,948	109,185	97,737	82,430	92,858	85,716	79,809	88,976	73,270
賃金	0	0	0	0	0	1,449	0	0	0	0	0	0	0
報償費	1,184	1,105	1,092	985	950	858	808	395	60	265	150	210	195
旅費	1,571	1,492	624	855	615	466	405	204	142	118	136	95	184
需用費	9,589	7,424	5,406	5,491	4,240	3,644	3,196	3,712	2,558	2,589	2,416	2,405	1,881
役務費	4,225	3,061	4,396	4,480	4,379	3,919	3,465	4,477	3,616	3,982	3,417	3,432	4,973
委託料	9,629	8,394	3,592	3,105	4,836	13,431	9,296	9,513	5,513	4,305	3,187	4,238	3,511
使用料及び賃借料	3,521	3,540	1,922	3,364	6,394	6,360	6,355	6,394	3,610	861	1,688	2,448	2,468
工事請負費	0	0	0	4,200	168	0	0	0	0	0	0	0	0
原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
備品購入費	4,084	1,725	283	5,786	137	84	0	0	1,428	0	0	446	0
負担金補助及び交付金	5,253	7,608	5,707	5,861	5,173	5,039	5,278	5,117	5,814	227	228	227	217
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
補償補填及び賠償金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還金利子及び割引料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公課費	31	40	22	31	22	22	22	22	22	8	17	8	18
計	136,531	134,176	120,357	132,119	137,970	144,475	126,616	112,318	115,620	98,117	91,102	102,525	86,753

(注) 決算額による。

#### 4. 公害主要測定機器一覧表

(平成22年3月末現在)

対象	測定機器名	台数	設置場所、( ) 内は購入年度
大気	二酸化硫黄自動測定機	2	高砂 (H4) 米田 (H3)
	窒素酸化物自動測定機	2	米田 (H5) 北浜 (H12)
	浮遊粒子状物質自動測定機	2	米田 (H3) 北浜 (H12)
	微風向風速計	3	高砂 (H7) 北浜 (H9) 米田 (H7)
	ハイボリューム・エア・サンプラー	2	分析室 (S63) (H元)
	ガスクロマトグラフ (水質と併用)	2	分析室 (S61) (H6)
	真空ポンプ	1	分析室 (S62)
	資料採取・濃縮装置	1	分析室 (S61)
	標準ガス発生機	1	分析室 (S60)
	大気中微量物質捕集装置 (P C B用)	2	分析室 (S50 2台)
水質	放射線検出器	1	分析室 (H元)
	酸性雨測定器	1	課 (H9)
	p Hメーター	1	分析室 (H10)
	化学天秤	1	分析室 (H10)
	上皿天秤	1	分析室 (S58)
	純水製造装置	1	分析室 (S54)
	水蒸気蒸留装置 (窒素分析用)	1	分析室 (S52)
	滅菌器 (大腸菌測定用)	1	分析室 (H3)
	自動恒温器	1	分析室 (H7)
	低温恒温器 (B O D、大腸菌測定用)	2	分析室 (S60) (S61)
	保冷庫 (調査試料保存用)	3	分析室 (S61 2台) (H3)
	振とう器 (P C B及び重金属測定用)	2	分析室 (S60) (H8)
	発電機	1	分析室 (H5)
	ウォーターバス	2	分析室 (H8 2台)
	超音波洗浄器	1	分析室 (S59)
	溶存酸素計	1	分析室 (H9)

対象	測定機器名	台数	設置場所、( ) 内は購入年度
騒音振動	騒音振動データ処理装置	2	課 (H7) (H17)
	騒音計	4	課 (S60) (H2) (H8) (H11)
	振動計	3	課 (H6) (H9) (H10)
	レベルレコーダー	4	課 (H2) (H9) (H10) (H17)
	テープレコーダー	1	課 (S60)
	周波数分析器	1	課 (S62)
その他	公害パトロール車	2	課 (H5) (H7)
	写真機	3	課 (S53 2台) (S62)

(注) 高砂 — 高砂消防分署

分析室 — 高砂浄化センター分析室

課 — 生活環境部環境政策課

北浜 — 北浜公民館

米田 — 米田公民館

## 5. 公害苦情処理状況

本市環境政策課が平成21年度に受理した公害に係る苦情件数は、表2-1に示すとおり55件であり、前年度より33件減少している。その種類別件数は、騒音に関するものが18件でもっとも多く、次いで汚水となっている。

用途地域別にみると、表2-2に示すとおりその他地域（調整区域等）が13件ともっと多く、次いで準工業地域、第1種中高層住居専用地域がそれぞれ9件となっている。

また、発生源では表2-3に示すとおり製造業、建設業によるものが多くなっている。

一方、被害の種類別では、表2-4に示すとおり、感覚的・心理的な被害が圧倒的に多かった。

最近の公害苦情の中には、住居系地域に点在する小規模事業場及び法令等による規制対象外の施設、行為に起因するもの、都市計画による土地利用の適正化を図らなければ抜本的な解決策とならないものの、周辺住民にちょっとした気配りで未然に防ぐことができるものなど、その対応に苦慮する場合もある。

表 2-1 公害に係る苦情受付件数経年変化

項目	年度 12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
ばい煙	35	27	31	33	34	41	37	31	23	7
粉じん	10	10	8	6	11	11	17	14	8	5
汚水	12	10	12	12	9	13	19	20	17	12
騒音	12	26	17	20	34	25	18	19	20	18
振動	8	9	4	4	4	9	4	2	2	2
悪臭	8	13	16	16	17	22	24	17	14	7
その他	10	6	6	14	15	22	15	7	4	4
計	95	101	94	105	124	143	134	110	88	55

表 2-2 用途地域別苦情件数

項目 地城	用途 低層 住専	第1種 低層 住専		第2種 中高層 住専		第1種 中高層 住専		第2種 居住 住居		近隣 準住居 商業	商業 準工	工業 工専	その他	計
		第1種 低層 住専	第2種 中高層 住専	第1種 中高層 住専	第2種 居住 住居	第1種 居住 住居	第2種 居住 住居							
ばい煙	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3	7
粉じん	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5
汚水	1	0	3	0	2	0	0	0	0	1	0	3	2	12
騒音	1	0	4	0	1	0	0	2	0	5	1	0	4	18
振動	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
悪臭	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	0	7
その他	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	4
計	2	2	9	0	5	3	1	2	0	9	4	5	13	55

表 2-3 発生源別苦情件数

種別 項目	鉱業	建設業	製造業	電気 ガス 水道業		運輸業	卸売 小売業	飲食店 宿泊業	サービス 業	その他	計
				ガス	水道業						
ばい煙	0	2	1	0	0	0	1	0	0	3	7
粉じん	0	2	0	0	1	1	1	0	1	0	5
汚水	0	1	2	0	0	0	1	0	0	8	12
騒音	0	6	4	0	0	0	3	0	4	1	18
振動	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
悪臭	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	7
その他	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1	4
計	0	11	13	0	2	2	8	0	6	15	55

表 2-4 被害者の種類別件数

種類	健 康	財 産	動物・植物	感覚的・心理的	その他	計
件 数	6	1	3	3 4	1 1	5 5

## 6. 環境審議会

公害対策に関する基本的事項及び重要事項などを調査、審議するため、高砂市環境保全条例に基づく市長の付属機関として環境審議会が設置されている。

同審議会の組織は学識経験者7名及び関係行政機関の職員3名の計10名の委員（表2-6）によって構成されている。

表 2-6 高砂市環境審議会委員名簿

平成22年3月現在

区分	氏名	役職名
会長	真砂泰輔	関西学院大学名誉教授
副会長	藤井正美	神戸学院大学名誉教授
委員	村田哲夫	弁護士、大阪学院大学名誉教授
〃	武田義明	神戸大学大学院人間発達環境学研究課教授
〃	米田昭夫	兵庫県立大学名誉教授
〃	島正之	兵庫医科大学公衆衛生学教授
〃	青田テル子	帝塚山大学法政策学部講師
〃	古川正文	東播磨県民局環境課長
〃	細川正三郎	高砂警察署長
〃	高尾聰	加古川労働基準監督署長

表 2-7 高砂市環境審議会専門部会委員名簿

平成22年3月現在

区分	氏名	役職名
会長	真砂泰輔	関西学院大学名誉教授
副会長	藤井正美	神戸学院大学名誉教授
委員	村田哲夫	弁護士、大阪学院大学名誉教授
〃	武田義明	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
〃	米田昭夫	兵庫県立大学名誉教授
〃	島正之	兵庫医科大学公衆衛生学教授
〃	青田テル子	帝塚山大学法政策学部講師
〃	古川正文	東播磨県民局環境課長

表 2-8 高砂市環境審議会開催状況

開催日	区分	内容
11月12日	審議会	(1) 高砂西港再整備推進協議会報告書について (2) 高砂西港再整備技術専門委員会について (第1回、第2回) (3) 高砂西港底質調査について (4) 大木曽水路について (5) その他
11月12日	専門部会	(1) 大木曽水路固化処理土の現行関係法令の適用について (2) その他

## 7 環境保全協議会

市内主要企業16社と締結した環境保全協定の規定に基づき、この協定に定める環境保全対策の円滑な実施を図るため、地域住民の参加を得て、県、市及び事業者とで環境保全協議会を設置している。

平成21年度の同協議会の委員名簿及び活動状況は、それぞれ表2-9及び表2-10に示すとおりである。

表 2-9 高砂市環境保全協議会委員名簿

平成22年3月現在

区分	氏 名	職 名
市民代表 16名	藤 森 誠	高砂市議会環境保全対策特別委員会委員長 二市二町議会環境保全協議会会长
	福 元 昇	高砂市議会建設経済常任委員会委員長
	前 田 栄 一	高砂市連合自治会会长
	横 井 時 成	高砂市連合自治会副会長
	伊 藤 洋 子	高砂市連合婦人会副会長
	岡 本 緑	高砂市消費者協会副会長
	山 本 良 樹	高砂市消防団団長
	本 庄 謙 二	高砂商工会議所専務理事
	入 江 啓 太	(社) 高砂青年会議所 理事長
	坂 井 智 代	(社) 高砂市医師会理事
	大 橋 哲	高砂市薬剤師会理事
	糟 谷 裕 司	高砂市連合 P T A 協議会理事兼小学校部会副部長
	小 山 清 明	兵庫南農業協同組合代表理事組合長
	松 本 力	高砂漁業協同組合代表理事組合長
	魚 橋 仁 司	高砂市水利組合連合会長
	北 上 久 司	連合東播地域協議会副議長
兵庫県 2名	神 田 泰 宏	農政環境部環境管理局環境影響評価室長
	古 川 正 文	東播磨県民局県民室環境課長
高砂市 3名	岡 田 章	生活環境部長
	南 澤 俊 直	生活環境部次長
	伊 東 正 視	生活環境部環境政策課長

区分	氏名	職名
事業者 代表 16名	戸塚秀雄	電源開発(株)火力事業部高砂火力発電所 企画・管理グループ課長
	山口一道	(株)カネカ高砂工業所 環境安全衛生グループリーダー
	吉田寿	(株)神戸製鋼所高砂製作所 環境防災室長
	高橋弘行	旭硝子(株)高砂工場 環境安全保安室長代理
	瀬尾和良	三菱製紙(株)高砂工場製造部 環境エネルギー課長
	津野則男	(株)ジブテック高砂工場 取締役高砂工場長
	小塙太	キッコーマン食品(株)高砂工場 設備グループ長
	和田治	三菱重工業(株)原動機事業本部高砂製作所 企画経理部企画課環境資産チーム 主席チーム統括
	上田隆章	東洋紡績(株)高砂工場 環境・安全管理室 部長
	亦野信行	(株)日本ネットワークサポート播磨工場 副工場長
	加地隆一	津田金属熱凍工業(株)高砂工場 総務課長
	西田繁和	(株)東洋金属熱凍工業所 取締役工場長
	曲木高光	日本精化(株)高砂工場 管理課長
	中川光幸	(株)ノザワ高砂工場 工場長
	藤本齊	サントリープロダクツ(株)高砂工場 工務技師長
	藤枝一裕	(株)タクマ播磨工場 総務課長

表 2-10 平成21年度高砂市環境保全協議会活動状況

開催日	会の区分	内容
8月6日	小委員会	(1) 委員の変更について (2) 次回の環境保全協議会について (3) その他
8月26日	協議会	(1) 委員の変更について (2) 工場視察について（三菱製紙株高砂工場製造部） (3) その他（報告） （ア）高砂西港再整備推進協議会について （イ）高砂西港再整備技術専門委員会について （ウ）高砂西港底質調査について
1月26日	小委員会	(1) 委員の変更について (2) 次回の環境保全協議会について (3) その他
2月17日	協議会	(1) 委員の変更について (2) その他（報告） （ア）高砂西港底質調査について (3) 工場視察について（日本精化株高砂工場）

## 8 環境保全啓発事業

平成4年6月1日の機構改革により、公害対策課から環境保全課に変更され、また平成17年4月1日の機構改革により、環境政策課に変更された。これは、従来からの公害規制にとどまらず、快適環境づくりを追求する環境行政に発展させていくためである。

そこで、平成5年度から新たに市民に対し環境保全啓発事業を実施し、21年度においては表2-11のとおり実施した。

表 2-11 環境保全啓発事業

事業名	実施時期	内容
エコ教室サポートガイド事業	6月8日、10日 9月16日 12月8日、9日 12月14日～18日	子どもたちの環境学習推進のため、市内企業等の協力を得て、市内の小・中学校で「エコ教室」を実施し、地域に根ざした環境学習の場づくりを支援した。 実施校：高砂中学校、伊保南小学校、竜山中学校、北浜小学校 米田西小学校、中筋小学校、米田小学校 参加数：817名
啓発パンフレットの作成	6月	各小学校の環境学習用に「わたしたちのまちの環境」のCD-ROM版を配付した。
地域清掃活動に伴うごみ袋の配布	通年	地域清掃を行う団体にごみ袋の配布を実施した。 配布団体(延べ)：147団体 配布枚数：約50,330枚
緑のカーテン	6月～10月	つた性の植物（ゴーヤ、アサガオ）で市役所庁舎及び市内学校園の壁面を緑化し、成長記録や効果測定の公表や市民への種の配布を実施し、地球温暖化防止の啓発を行った。
犬のふん放置防止対策事業（イエローカード作戦）	通年	犬の飼い主による公共の場所での犬のふん放置を防止するため、犬のふん放置の一掃に取り組む団体等を支援した。 参加団体数：89団体 イエローカード配付数：3,791枚 ポスター配付枚数：789枚
燃料電池自動車啓発推進事業	12月5日～18日	水素を燃料として発電した電気で走る燃料電池自動車を環境省から借り受け、キャンペーンを実施して市民へ紹介することにより燃料電池自動車の社会的受容性を高め、地球温暖化防止の意識啓蒙を行った。 実施内容：高砂マラソン先導車、展示会（アスパ高砂、サンモール高砂）、体験同乗（市内小中学校）、体験乗車会

### エコ教室サポートガイド事業

エコ教室サポートガイド事業とは、市内の企業と協同で小中学校を対象に環境学習を実施する事業です。平成22年3月末で、登録企業数は見学エコ教室で10社、派遣エコ教室で9社となっており、参加した児童の数は817名でした。



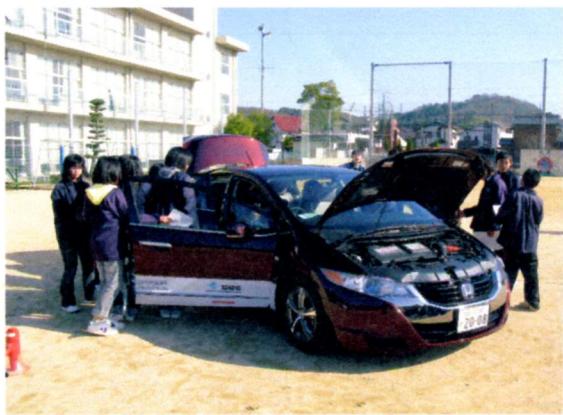
### 緑のカーテン計画～私たちの手で出来る事から地球温暖化防止を！～

平成20年度から高砂市役所本庁食堂前の中庭にて、ゴーヤ等つる性植物による緑のカーテンを設置しています。家庭でも気軽に取り組めるこの緑のカーテンは日光を遮り、室内の温度上昇抑制に効果があるほかにも、視覚的な影響や収穫できた実を楽しむことができます。



### 燃料電池自動車啓発推進事業

水素を燃料に走るクリーンな燃料電池自動車の周知や実証実験を目的として環境省から1台借り受け、市内の商業施設での展示会や各学校での体験同乗会を実施しました。



## 9. 環境計画の推進

平成8年度末に、美しい環境を保全し、これを将来に引き継いでいくため、「高砂市環境計画」を策定した。この計画は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境を保全、創造することにより、現在及び将来の市民生活の質的向上を図ることを目的に策定したものである。

対象とする地域は市域全域とし、計画の期間は、2016年頃までの概ね20年間である。この計画は全市的計画と地域別計画により施策を展開していくとともに、環境課題に基づく施策の中から実現性が高く、かつ、重要性の高い施策を「重点施策」として設定し推進を図っていくものである。また市民、事業者、市がそれぞれの立場で良好な環境づくりを進めるにあたっての配慮すべき事項についても指針として記載している。

### (1) 環境計画の内容

計画が対象とする地域は、高砂市全域で、また、期間は概ね20年とし、2016年頃までとする。構成は下記のとおりである。

#### 基本理念

人と自然とが共存し活気とやすらぎのあるまち 高砂



#### 環境施策の展開

##### 全市的計画

- ・安全で快適な環境づくり
- ・自然と共生する環境づくり
- ・都市活動と調和した環境づくり
- ・市民、事業者、市が一体となった環境づくり

##### 地域別計画

- ・高砂地域・荒井地域・伊保地域
- ・中筋地域
- ・曾根地域・米田地域・阿弥陀地域・北浜地域



#### 計画推進のための重点施策

- ・清らかで親しみのある水辺環境づくり
- ・身近な自然を育むビオトープネットワークづくり
- ・みどりと歴史の歩行空間ネットワークづくり
- ・地球環境を大切にする循環型社会づくり

#### 計画の推進体制

府内推進体制、進行管理  
市民、事業者との連携体制  
環境情報整備

#### 環境の配慮のための指針

主体別配慮指針  
事業別配慮指針  
地域別配慮指針

## (2) 環境計画の推進

### ① 全市の計画及び推進体制

環境計画の総合的、効果的な推進及び進行管理を図るため、環境調整会議及び環境調整会議幹事会を設置した。

環境調整会議及び環境調整会議幹事会の委員は、下記のとおりである。

環境調整会議

区分	職名
会長	副市長
副会長	企画総務部長
〃	生活環境部長
委員	秘書広報公聴室長
〃	財務部長
〃	福祉部長
〃	まちづくり部長
〃	下水道部長
〃	水道事業所長
〃	消防長
〃	教育総務部長
〃	教育指導部長

環境調整会議幹事会

区分	職名
会長	生活環境部次長
副会長	企画総務部総務課長
委員	企画総務部秘書広報広聴室主幹
〃	企画総務部企画政策課長
〃	福祉部地域福祉課長
〃	生活環境部環境政策課長
〃	生活環境部市民活動推進課長
〃	生活環境部産業振興課長
〃	生活環境部美化センター美化第一課長
〃	まちづくり部都市計画課長
〃	まちづくり部建築指導課長
〃	下水道部計画管理課長
〃	水道事業所総務課長
〃	消防本部総務課長
〃	教育総務部総務課長
〃	教育指導部中央公民館長
〃	教育指導部教育センター所長
〃	教育指導部青少年課長

### ② 環境配慮指針

環境配慮指針は、住み良い環境づくりを市民、事業者、市がそれぞれの立場で実現していくにあたって、環境に対して配慮すべき具体的な考え方を示すものである。

環境配慮指針については、開発行為に伴う事前協議、法令に基づく届出等に際して、環境配慮届を提出するよう指導することにより、その運用を図っている。

## 10. ISO推進事業

平成15年2月27日に国際認証規格ISO14001を認証取得し、平成15年4月1日より、ISO推進事業と名称を変更して下記のとおり環境マネジメントシステムを運用している。

月　　日	内　　容
平成21年4月1日	平成21年度グリーン調達方針制定
平成21年4月21日～9月30日	環境マネジメントシステム見直し実施
平成21年4月20日 6月26日 10月5日	管理職員研修実施
平成21年9月2日～3日	内部監査員養成研修
平成21年9月3日	内部監査員ブラッシュアップ研修
平成21年10月26日～29日	内部監査実施
平成22年1月19日	環境ISO第5回定期審査
平成22年2月26日	マネジメントレビュー
平成22年3月31日	環境管理推進本部会議
平成22年3月31日	平成22年度目標設定
平成22年3月31日	ISO14001自己宣言の表明

## 11. 公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しい地域、また、人口及び産業の急速な集中等により公害が著しくなるおそれのある地域において、公害の防止に関する施策を総合的、計画的に講ずることによって公害の防止を図ることを目的として、内閣総理大臣の指示により、県知事が策定するものである。

また、公害防止計画に基づき地方公共団体が公害防止事業を実施する場合は、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき国庫補助負担率の引き上げ、地方債に対する政府資金の優先充当などの特別な財政措置を受けることができるようになっている。

本市を含む播磨南部地域は昭和48年に始まり、5か年ごとに計画策定され、平成4年度からの計画は今までの第4次地域から兵庫地域へと範囲も変わった。

平成19年度から22年度までの計画の地域は、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域となり、本市は本計画の地域から除かれこととなった。

表 2-12 公害防止計画の概要

地域概況等調査	公害防止計画 実施状況等調査 昭和46年度	公害防止計画 実施状況等調査 昭和52年度	公害防止計画 実施状況等調査 昭和57年度	公害防止計画 実施状況等調査 昭和62年度	公害防止計画 実施状況等調査 平成3年度	公害防止計画 実施状況等調査 平成8年度	公害防止計画 実施状況等調査 平成13年度
基本方針指示	昭和47年5月30日	昭和53年7月28日	昭和58年9月9日	昭和63年9月22日	平成4年9月9日	平成9年9月30日	平成14年6月28日
計画承認	昭和48年12月18日	昭和54年3月20日	昭和59年3月13日	平成元年3月9日	平成5年3月2日	平成10年2月26日	平成15年2月24日
計画実施期間	昭和48年度～ 昭和52年度 5年間	昭和53年度～ 昭和57年度 5年間	昭和58年度～ 昭和62年度 5年間	昭和63年度～ 平成3年度 5年間	平成4年度～ 平成8年度 5年間	平成9年度～ 平成13年度 5年間	平成14年度～ 平成18年度 5年間
調査年度	昭和47年度	昭和52年度	昭和57年度	昭和61年度	平成2年度	平成8年度	平成13年度
地域の概要	姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 志方町・太子町	姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 太子町	姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 太子町	姫路市・加古川市 竜野市・高砂市 稲美町・播磨町 太子町	神戸市・姫路市 尼崎市・明石市 西宮市・芦屋市 伊丹市・宝塚市 加古川市・竜野市 高砂市・三田市 川西市・稲美町 播磨町・太子町	神戸市・姫路市 尼崎市・明石市 西宮市・芦屋市 伊丹市・宝塚市 加古川市・高砂市 川西市・播磨町 太子町	神戸市・姫路市 尼崎市・明石市 西宮市・芦屋市 伊丹市・宝塚市 加古川市・高砂市 川西市・播磨町
面積	574.91 km <sup>2</sup>	579.41 km <sup>2</sup>	580.73 km <sup>2</sup>	582.75 km <sup>2</sup>	1,735 km <sup>2</sup>	1,423 km <sup>2</sup>	1,405 km <sup>2</sup>
人口(9月末現在)	千人 749	千人 835	千人 884	千人 910	千人 4,305	千人 4,095	千人 4,208
工業出荷額	11,852億円	24,526億円	32,683億円	33,098億円	126,927億円	108,683億円	99,519億円

## 12. 環境保全協定

市民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、地域の快適な環境の創造や地球環境の保全を図るため、平成19年8月20日に環境保全協定を市内主要工場16社（表2-13、図2-1）と県及び市で締結した。

なお、協定締結工場の規模は、排出ガス量10,000Nm<sup>3</sup>/時以上又は、排水量1,000m<sup>3</sup>/日以上の工場としている。

協定では、工場が公害関連施設を設置又は変更する場合は、県及び市と事前協議を義務づけ、軽微なものにあっては事前報告させるなどし、公害の未然防止を図っている。平成21年度の届出件数は表2-14のとおりである。また、協定に定める事項の履行状況を確認するための立入り調査状況は表2-15のとおりである。

表 2-13 環境保全協定締結工場一覧表

平成22年3月31日現在

No	会 社 名	住 所
1	電源開発(株)高砂火力発電所	梅井6丁目4番1号
2	(株)カネカ高砂工業所	高砂町宮前町1番8号
3	(株)神戸製鋼所高砂製作所	荒井町新浜2丁目3番1号
4	旭硝子(株)高砂工場	梅井5丁目6番1号
5	三菱製紙(株)高砂工場	高砂町栄町105番地
6	(株)ジプテック高砂工場	高砂町向島町1474番地
7	キッコーマン食品(株)高砂工場	荒井町新浜1丁目1番1号
8	三菱重工業(株)原動機事業本部高砂製作所	荒井町新浜2丁目1番1号
9	東洋紡績(株)高砂工場	曾根町2900番地
10	(株)日本ネットワークサポート播磨工場	米田町米田287番地の7
11	津田金属熱練工業(株)	米田町塩市208番地
12	(株)東洋金属熱鍊工業所高砂第2工場	阿弥陀町魚橋530番地
13	日本精化(株)高砂工場	梅井5丁目1番1号
14	(株)ノザワ高砂工場	高須1番1号
15	サントリープロダクツ(株)高砂工場	荒井町新浜2丁目2番1号
16	(株)タクマ播磨工場	荒井町新浜1丁目2番1号

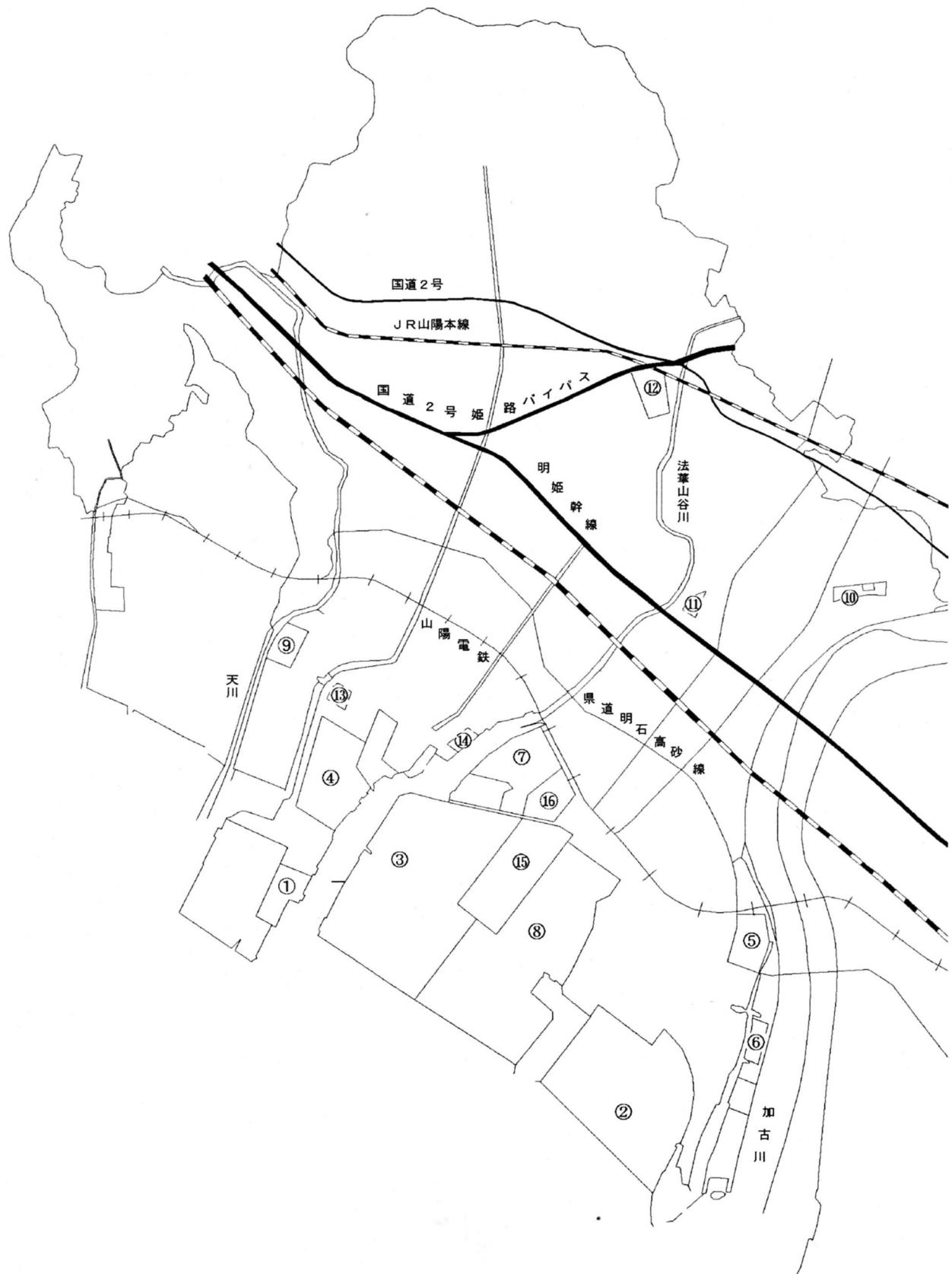


図 2-1 環境保全協定締結工場位置図

表 2-14 事前協議審査及び報告状況

No	工 場 名	事 前 協 議				事 前 報 告
		大 気	水 質	騒 音 振 動	産 廃	
1	電 源 開 発 (株) 高 砂 火 力 発 電 所					2
2	(株) 力 ネ 力 高 砂 工 業 所		5			10
3	(株) 神 戸 製 鋼 所 高 砂 製 作 所	3	1	1		6
4	旭 硝 子 (株) 高 砂 工 場					6
5	三 菱 製 紙 (株) 高 砂 工 場					4
6	(株) ジ プ テ ッ ク 高 砂 工 場					
7	キ ッ コーマン 食 品 (株) 高 砂 工 場					2
8	三 亜 重 工 業 (株) 原 動 機 事 業 本 部 高 砂 製 作 所	5	2			9
9	東 洋 紡 織 (株) 高 砂 工 場					4
10	(株) 日 本 ネ ッ ト ワ ー ク サ ポ ー ト 播 磨 工 場					3
11	津 田 金 属 热 炼 工 業 (株) 高 砂 工 場	1				4
12	(株) 東 洋 金 属 热 炼 工 業 所 高 砂 第 2 工 場					1
13	日 本 精 化 (株) 高 砂 工 場					4
14	(株) ノ ザ ワ 高 砂 工 場					1
15	サ ン ト リー プ ロ ダ ク ツ (株) 高 砂 工 場					2
16	(株) タ ク マ 播 磨 工 場	1				1
合 计		10	8	1	0	59

表 2-15 立入調査実施状況

調査対象	実施時期	件数	概要
重油中硫黄分測定	21年6月	5工場6施設	すべて対策値に適合
排水の水質測定	21年6月	10工場16排水口	すべて基準値に適合
	21年10月	10工場19排水口	1工場1排水口で基準値超過したため、対策をとるよう指導した。
敷地境界での悪臭測定	21年7月～8月	5工場6地点	すべて基準値に適合
煙道排ガス NOx 測定	21年12月	10工場10排出口	すべて基準値に適合
大気、水質、産廃等の書類等の調査	22年2月～3月	16工場	書類、現場等を調査し改善すべきところは指導した。

### 13. 環境保全条例

昭和48年3月に高砂市環境保全条例（以下「市条例」という）が施行され、新增設等について許可制を採用し、公害の未然防止を図ってきた。

しかし、施行後20数年が経過し、その間に公害関係法令等が整備され、また、地球環境の保全や環境基本計画の策定など時代のニーズに対応し得る機能的な条例に改正する必要が生じてきた。

そこで、平成11年3月31日に市条例が改正され、4月1日から一部施行、10月1日から全面施行された。市条例は、基本条例を軸に、公害防止、自然保護を取り入れた総合的な条例である。

市条例に基づく届出等の状況は表2-16に示すとおりである。また、環境保全協定締結工場以外の条例適用事業所を対象とした立入実施状況は表2-17に示すとおりである。

表 2-16 環境保全条例に基づく届出等状況

平成22年3月末現在

種類	平成20年度以前	平成21年度	累計
設置届	603	8	611
変更届	332	5	337
事故届	31	0	31
事故再発防止措置完了届	22	0	22
氏名変更届	173	1	174
承継届	38	0	38
廃止届	36	0	36
その他	19	0	19
反復運搬届	29	0	29
環境配慮届	26	3	29
事業完了報告書	5	0	5
土壤汚染報告書	2	0	2

表 2-17 立入調査実施状況

調査対象	実施時期	件数	概要
重油中硫黄分測定	21年6月	3工場3施設	すべて基準値に適合
排水の水質測定	21年6月～12月	11工場12排水口	すべて基準値に適合
敷地境界等での悪臭測定	21年7月	3工場3地点	1工場1地点で基準値超過したため、対策をするよう指導した。
書類及び現場調査	21年6月～12月	8工場	書類、現場等を調査し改善すべきところは指導した。